

兵庫県介護保険審査会に審査請求される方へ

市町が行った要介護認定などの保険給付に関する処分や保険料に関する処分に不服があるときは、兵庫県庁に設置している介護保険審査会に審査請求をすることができます。

「処分」とは、例えば、次のようなものです。

例1 要介護認定・要支援認定の決定通知

例2 住宅改修費不支給決定通知

例3 令和〇年度介護保険料決定通知

(市町によって、通知書の名称は異なります。)

介護保険審査会は、書面（審査請求書と処分庁の弁明書など）を中心に、処分が法令や条例などに照らして違法または不当かどうかについて、審理を行います。

審理の結果、審査請求人の主張に理由があると認めるときは、請求を認容し、市町が行った処分の全部又は一部を取り消します。反対に、市町の処分が適法、正当であると認めるときは、請求を棄却します（これを「裁決」といいます。）。そして、認容又は棄却した理由等を記載した裁決書の写し（裁判所の判決文に相当します。）を審査請求人と処分庁に交付します。

【裁決書主文の例】

- ・審査請求人の主張に理由があり、認容した場合

主文「原処分は、これを取り消します。」

(原処分とは、市町が行った処分を表す法律用語です。)

- ・原処分に違法や不当がない場合

主文「本件審査請求を棄却します。」

- ・法定期間経過後の審査請求や請求手続きに不備がある等、不適法である場合

主文「本件審査請求を却下します。」

[審査請求書の作り方]

- ・審査請求は、①審査請求書様式に必要事項を記載した原本2通と②処分通知書の写しを介護保険審査会に提出することによって行います。
- ・審査請求書を作成するときは、記載例を参考にしてください。
- ・『審査請求の理由』について、様式の欄が小さく書ききれないときは、様式内に簡潔にまとめてご記入の上、別紙を添付してください。(別紙の様式は任意)

[提出の方法]

- ・審査請求書は、県庁に直接郵送するか、または処分庁（市役所や町役場）を経由して提出することもできます。

[代理人による審査請求]

- ・ご本人が自分で審査請求書を作成できないときや、文書のやりとりができないときは、代理人を選任することができます。この場合は、「委任状（1通）」を提出してください。

ご留意いただきたいこと

次のようなときは、審査をすることができず、却下となる場合があります。

- ① 原則、処分があったことを知った日（通常は、通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月を過ぎてから審査請求を行ったとき。（公示送達の場合、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。）
- ① 処分ではない事柄について審査請求を行ったとき。
- ② 審査請求の趣旨（あなたが裁決書の主文に記載を求める内容のことです。）が立法政策上の事柄や憲法判断を求めるなど、介護保険審査会では審査できない内容であるとき。

◆介護保険審査会は、法律や条例で決まっていることを変更することはできません。

◆法律や条例が、憲法違反であるか否かについても判断できません。

市町の処分と裁決との関係は、次のとおりです。

- ① 裁判所に対する処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求を行ってから3か月を経ても裁決がないときは、提起することができます。
- ② 審査請求を介護保険審査会に提起しても、裁決で取り消されるまでは、処分は有効です。
- ③ 処分を取り消す裁決が出たときは、処分は、処分が行われた日に溯って取り消されます。このため、処分庁（市町）は、改めて処分を行います。

介護保険審査会で認容となった場合、市町の処分を全部または一部を取り消すことはできますが、処分の内容を変更することはできません。したがって、要介護認定に関する審査請求において、審査会が認定をやり直すものではありません。

<お願い>

あなたの要介護度がどのような理由で決定されたのか、あるいは、保険料の額がどのように決定されたのかなどについては、市役所や区役所、町役場に直接お問い合わせください。審査請求をしなくても、理由の説明を受けることができます。

審査請求に関する問い合わせ先、審査請求書の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 福祉部 高齢政策課内 兵庫県介護保険審査会

電話 078-341-7711（代表）内線3110、2736